

たしました。

○議長（田村市郎君） 日程第八議案第八十四号 昭和五十八年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 須崎 進君登壇）

○福祉部長（須崎 進君） 御指名をいただきまして、議案第八十四号 昭和五十八年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）について、提案理由とその内容について御説明を申し上げます。

本会計の補正予算は、保険税の本算定によるもの、老人保険医療拠出金の確定によりまして、医療費等の補正をしようとするものでございます。

総則について申し上げます。

第一条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二百二十一万九千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ十二億五千二百八十三万八千円と定めようとするものでございます。また第一表の歳入歳出予算によろうとするものでございます。

二ページをお開きいただきます。

第一表の歳入歳出予算補正について御説明を申し上げます。まず、歳入でございますが、国民健康保険税でございます。本算定の確定によりまして、千四十五万円を増額し、三億九千百十三万八千円としようとするものでございます。

国庫支出金、国庫負担金におきまして八百二十一万三千円を減額しようとするものでございますが、これは医療給付費負担金補助対象医療費の若干の増額に對しまして、老人保健医療費拠出金の確定によります九百十二万千円余の減額を相殺したものでございます。これによりまして、今回、二百二十一万九千円を増

額いたしまして、歳入合計十二億五千二百八十三万八千円となるものでございます。

次に、歳出でございますが、保険給付費の療養給付費におきまして一千二百六万円の増額でございますが、実績によります今後の支出予定額でございます。

老人保健拠出金千五百九十六万三千円の減額でございますが、これは医療費の案分率、加入者案分率の確定による減額でございます。予備費におきまして六百十二万二千円を増額し、今回の歳出は二百二十一万九千円を増額しようとするものでございまして、歳出合計十二億五千二百八十三万八千円と相なるものでございます。

以上でございますが、慎重御審議をいただきまして、原案御決定くださいますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 以上で質疑を終わります。

○三番（村野和一郎君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十四号については、厚生委員会に付託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） お諮りいたします。

ただいま村野和一郎君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十四号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（田村市郎君） 日程第九 議案第八十五号 昭和五十八年度福生市下水道事業会計補正予算（第二号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 内田和雄君登壇）

○建設部長（内田和雄君） 御指名によりまして、議案第八十五号 昭和五十八年度福生市下水道事業会計補正予算（第二号）について御説明申し上げます。

まず、一ページの総則でございますが、第一条歳入歳出それぞれ七千五百七十四万七千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ二十三億七千五百万円とし、第二条の繰越明許費では、地方自治法第二百十三条第一項の規定により、翌年度に繰り越して使用する経費について定めようとするものです。

第三条の地方債の補正では、限度額を変更しようとするものです。繰越明許費及び地方債の補正については、第二表及び第三

表で詳細につきまして御説明申し上げます。

次に、五ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入でございますが、下水道事業受益者負担金で、百六十四万七千円を補正しようとするものでございます。この収入は、当初計画より受益者負担金が増収になる見込みがございましたので、補正いたしました。

次に、下水道費の国庫補助金で、三百万円の減額でございますが、これは建設省補助事業の中央五号幹線一第一中学校の前の工事でございますが、この工事が推進工法であるため地盤調査をいたしました結果、当初予定しておりました地盤改良が少なくなりましたので、減額となりました。

次に、一般会計繰入金でございますが、九千七百三十万円の補正でございます。これは西住宅地区周辺排水路の福生市の負担金で、千四百万円と公債費の元金償還の八千三百三十万円によるものでございます。

次の下水道債ですが、二千二十万円の減額でございます。これは建設省補助事業の減及び昭島都市計画公共下水道事業第十九号幹線築造工事負担金の減額によるものでございます。

次に、七ページをお開きください。

総務費の一般管理費で、三十八万十円の補正でございます。

内容は、貸金並びに報償費の補正でございます。

次に、八ページをお開きください。

事業費の管渠費ですが、六百三十三万三千円の減額でございます。また、この内容は委託料で、七百七十万円の増額補正でございます。これは昭和五十九年度予定の建設省補助事業中央五号幹線工事等の実施計画を早期発注のため委託するものでございます。工事請負費で二千八百四十万円の増額でございます。まして、これは熊川緑地前の国鉄官舎横の道路新設に伴う污水管布設による工事費でございます。

次に、負担金補助及び交付金で、六百三十三万円の減額で

ございますが、これは昭島都市計画公共下水道事業第十九号幹線築造工事に伴う負担金の二百十万円の減額と、西住宅地区周辺排水路新設工事負担金の千四百六十六万七千円の増額補正でございます。

次に、補償補てん及び賠償金で、三千六百十万円の減額でございますが、これは水道、ガス、及び工作物移設等によるもので、当初計画いたしましたものが、精査の結果、移設をなくとも工事ができるようになりましたこと等による減額でございます。

次に、九ページをお開きください。

公債費の元金で、八千三百三十万円の増額補正でございますが、内容といたしまして、公共下水道事業債七千三百六十四万円、流域下水道事業債九百六十六万円の補正でございます。これは昭和四十九年度と昭和五十年年度の借入金の未償還元金の一括返済をするためのものです。

次の予備費でございますが、百六十万円の減額でございます。

これは財源調整でございます。

次に、三ページに戻していただきまして、第二表繰越明許費でございしますが、これは西住宅地区周辺排水路整備事業負担金として翌年度へ繰り越して使用するものでございます。この額を千五百五十九万八千円と定めようとするものでございます。次に、第三表地方債の補正でございますが、公共下水道事業債として七億五千九十万円を予定しておりましたが、七億三千七十万円に変更しようとするものでございます。これは公共下水道の建設省補助事業と昭島都市計画公共下水道事業第十九号幹線築造工事負担金の減額によるものでございます。

以上でございますが、慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

○二十番（指田保雄君） それではお聞きしたいんですが、八ページですが、工事請負費二千八百四十万円とありますが、当然このくらいの金額になりますと、契約の時点で前渡金が渡されると思うんですが、現在、幾ら以上前渡金を渡しているのか、工事費ですけれども、額が何るぐらい出しているのか、そこら辺のところを教えていただきたいと思ひます。

○議長（田村市郎君） 暫時休憩します。

午後三時四十七分 休憩

午後三時四十八分 開議

○議長（田村市郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長（浅見裕康君） お答え申し上げます。

前渡金、私たちは前払金と申しておりますけれども、その支給につきましても、予定価格が一千万を超えるものについて、三千万までを限度に前渡金を一前払金でございますけれども、それを支払

っているというような状態でございます。
率についてはわからないんですが、一応そういう基準で実施しているということです。

○二十番（指田保雄君）

私は前渡金と聞いたんで、前払金だと。つまり市役所では前払金ということだそうですが、いずれにしても工事着手に際し、一千万を基準に払っているということなんですが、景気もこのところ非常に冷え込んでいるわけでございます。また、工事が全部一千万以上だったらそれは問題ないわけですが、けれども、たとえば九百九十万の工事、これだと一千万の基準だともうえないと、こういうことが出てくるわけですね。

ですから、東京都等はもう少し額が低いんじゃないかと思うんです。一千万以下で前払金を出しているわけですね。市として、やはり市内のそういった業者の方々に対して、もう少し一千万以下の工事に対して考慮することができないのかどうか、この辺のところをもう一度お願いしたいと思います。

○総務部長（浅見裕康君）

確かに現在の世相からして、御指摘のとおりでございます。一応制度として決められたことでございますが、一応これは検討して再考することも可能でございますので、一応関係者協議の上、改善を要すれば改善をしたいというふうに思います。しばらく御猶予をいただきたいと思います。

（了解と呼ぶ者あり）

○十四番（仲村清信君）

一点だけお尋ねいたします。八ページの地下埋設物等移設補償料、これは当初必要としたから三千六百万円計上したと思うんですが、これがいらなくなってしまうという経緯は、どういうことなんですか。

これは、当初これを検討した時点で、設計か何かの委託料などを払ったことなんですか。その点お尋ねしたいと思います。

○建設部長（内田和雄君）

この水道移設管それから工作物、ガス管等でございますが、水道の移設管の大きいのは、環Ⅱの二三号線、これは貫井商店からずっと山王橋に行く所でございしますが、毎年

あそこで水が出て、消防車を出しているところがあるわけですが、この水を一応取って、山王橋に持って行こうということで、当初計画したわけですが、それが逆に、七屋踏切の下に下水管があるわけですが、そちらへいままで流していたわけですが、初めは山王橋に来るような形で考えていたんですけど、一応七屋踏切の方の幹線に取っても、そのまま——現在取っているわけですが、それにつなぐということで、改めて山王橋に持っていかなくても、何とかできるといふようなところの見通しがつきましたので、そのものが全部実施しなかったということでございます。

それから、あと福東地区内のいま下水の工事をしておりますが、その中で、やはり当初、水道管の移設等も考えていたわけですが、れど、その分が一部移設をしなくてもできるようになったということでございます。

それから、あと工作物等は、電柱等の移設等が一部しなくても済むというようなことで減額してございます。

あとがス管につきましても、山王橋付近の工事の関係ですが、これも一部移設しなくても済むというようなことで、この額が減額という事になったわけですが。

よろしく願います。

○十四番（仲村清信君） 内容は御説明でわかりますけど、私の一番お聞きしたいところは、その変えたらこうなったということなんだけど、じゃ、当初からそういう考え方というものは全然持たなかったのか。

それと、いまこれを考える時点においては、設計を依頼しておると思うんです。ですから、その段階において、やって見てからということではなくて、設計がただやってもらっておるなら、私はどっちへというふうに変えようといひんですけど、設計委託料なら委託料を払ってしまった後、よく検討したならば、遠くまで持っていかなくて近くで間に合ってしまったということでは、非常にむだではないかというところを指摘したい。その点がどうなのかということをお聞

きしておるわけです。工事内容はわかりましたので、それらの点をお尋ねしたいということでございます。

○建設部長（内田和雄君） 一番大きい環エー一三号線につきましては、一応予算計上が、これは水道の移設でございます。先般も御質問いただいたと思うんですが、水道の場合は、八月ごろもうすでに予算計上しなければならぬという問題がございます。それで、東京都の方に水道会計でございますので、要求をしないやらないということ、非常に申しわけないんですけど、かなり見通して要求しているというのが現状でございます。

そういう中で、やはりこういうものを入れて、今度、水道会計の方でもいろいろそれらに対します。事業計画をしていくわけで、どうしても時期がちよっと早いもので、水道の関係は、非常にこういう問題が起こりやすくなってくるということでございます。

あと福東地域内のいろいろな問題は、実施段階で試験掘

り等を行います。それによって精査した結果、不必要になるというふうなものもございまして、そこで、一応試験掘りをした結果によつての減というふうなものが出てくるということでございます。

よろしくお願いいたします。

○十四番（仲村清信君） くだいようですけれども、質問の内容がお答えいただいたので、細かいことは結構でございますから、この大幅に変更した前段においての設計屋さんが設計した段階で、こういうことに気がつかなかったのかと、そこです。それで、すでに設計料はもう払ってしまったのかと、そこです。これは私ここで言うわけじゃないんですけど、一回で答えがぴんと来れば結構ですから、それをひとつその点だけ。

○建設部長（内田和雄君） 実施設計には入っておりません。試験掘りでございしますので、別途業者でございしますので、その範囲内で決めてまいりますので、実施設計の中には入っておりません。

(了解と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑を終わります。

○三番(村野和一郎君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第八十五号については、建設委員会に付託されることを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) お諮りいたします。

ただいま村野和一郎君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにより御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十五号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

四時五分まで休憩いたします。

午後三時五十八分 休憩

午後四時七分 開議

○議長(田村市郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十 議案第八十六号 昭和五十八年度福生市受託水道事業会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設部長 内田和雄君 登壇)

○建設部長(内田和雄君) 御指名によりまして、議案第八十六号 昭和五十八年度福生市受託水道事業会計補正予算(第二号)について御説明申し上げます。

まず、第一ページの総則でございますが、第一条におきまして、歳入歳出それぞれ千九百万円を減額して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五億百四十四万円と定めようとするものでございます。

次に、内容でございますが、四ページをお開きいただきたいと

思っています。

歳入でございますが、受託事業収入の管理収入でございますが、千九百万円の減額補正でございます。

次に、歳出でございますが、五ページをお開きいただきたいと思います。

受託水道事業費の配水費を千九百万円減額いたしたいものですが、この内容は、配水管工事を下水道関連事業等として予定しておりまして下水道工事を施行するに当たり、現場精査の結果、移設をしなくても工事ができることになりましたことと、それから、入札差金等による減額等を生じたので、ここに補正をいたすものでございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案とおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 以上で質疑は終わります。

○三番（村野和一郎君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十六号については、建設委員会に付託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） お諮りいたします。

ただいま村野和一郎君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十六号は建設委員会に付託することに決定いたしました。